

# 新しい障害福祉サービス 障害者自立支援法

障害者自立支援法に関するお問い合わせは、  
にかほ市福祉事務所☎ 32-3041へ。



補装具：障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの。義肢、器具、車いす、歩行器、補聴器など
日常生活用具：日常生活上の便宜を図るための用具。ストマ用器具、紙おむつ、尿器、点字器、浴そう、入浴担架、湯沸かし器、手すり、移動用リフトなど

これまでの補装具交付制度と日常生活用具給付等事業は、個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されます。

## ●補装具と日常生活用具の交付・給付

## ●障害児施設の利用

利用者負担は、定率負担となり、1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されますが、障害児の保護者は、県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

障害児施設（知的障害児施設、精神的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、措置から契約方式に変わります。

## ◆医療費の負担上限額

区分	対象となる世帯 (同じ医療保険に加入している家族を世帯とします)	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障害者が年収80万円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	住民税非課税世帯で住民税額(所得割)が20万円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	住民税非課税世帯で住民税額(所得割)が20万円以上	自立支援医療支給の対象外

## ◆所得による上限

世帯の所得に応じて上表の区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。  
※「世帯」とは、実際に医療を受ける人と同じ医療保険に入っている家族입니다。一緒に住んでいる家族でも違う医療保険に入っている場合、ここで別々の世帯として扱われます。



△精神通院医療と更生医療、育成医療が一本化された「自立支援医療」となりました。指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割を原則としました。

△これまでの精神通院医療と更生医療、育成医療が一本化されました。  
△これまでの精神通院医療と更生医療、育成医療が一本化されました。  
△これまでの精神通院医療と更生医療、育成医療が一本化されました。  
△これまでの精神通院医療と更生医療、育成医療が一本化されました。

得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

●疾病等から対象となる人  
△高額治療継続者（重度かつ継続）には次のような人が該当します。

△統合失調症、うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症）

△利用者1割負担 食費等（全額負担）補足給付  
※18歳未満の場合は2.5万円に0.9万円を加えて計算

○生活保護、低所得1、2の場合		
その他の生活費 定率負担	食費、光熱水費	
2.5万円	1.5万円	5.8万円
年収200万円未満世帯における一人当たりの平均的な支出約5.0万円 補足給付		
○一般の場合		
その他の生活費 定率負担	食費、光熱水費	
2.5万円	事業費の1割	5.8万円
平均的な世帯における一人当たりの平均的な支出約7.9万円 補足給付		

△福利型の障害児施設費用構成  
△医療型の障害児施設費用構成  
△医療費（保健給付）  
△障害児施設医療費  
△1割負担  
△医療部分の利用者負担額  
△福祉サービス費  
△1割負担  
△福祉部分の利用者負担額  
△入院時食事療養費（保健給付）  
△標準負担額  
△=利用者負担額  
△このほか、日常生活にかかる費用等が実費負担となります。  
△子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担となる  
△医療型の障害児施設のサービスにかかる費用は、1割負担（福祉分、医療分とともに）、食事療養費は、入院時食事療養費の標準負担額分の負担となります。



△よう、軽減措置が講じられます。

## ◆高額治療継続者の上限

対象となる世帯	上限額(月額)
住民税課税で住民税額(所得割)が2万円未満	5,000円
住民税課税で住民税額(所得割)が2万円以上20万円未満	10,000円
住民税課税で住民税額(所得割)が20万円以上	20,000円



△指定自立支援医療機関  
△入院している人の食事代は780円を原則自己負担します。  
△ただし、所得の低い人は減額されます。

△医療等の経験を持つ医師が判断した人  
△入院時の食事代  
△医療保険の多数該当の人  
△肝臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害  
△疾患等に関わらず高額な医療負担が継続することから対象となる人  
△生存症）、精神医療に一定以上の経験を持つ医師が判断した人  
△入院している人の食事代は780円を原則自己負担します。  
△ただし、所得の低い人は減額されます。